暗号資産に関する
会計上の課題と提言

2022年11月10日

新経済連盟
Japan Association of New Economy

現行の会計上の課題、提言

会　計

【現行制度】

- 暗号資産の発行・保有に係る会計基準がない

■　2018年3月 ASBJ（企業会計基準委員会）実務対応報告第38号
本実務対応報告は、資金決済法に規定する仮想通貨を対象とする。
ただし、自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く。

【生じている問題】

- 暗号資産を発行・保有する法人に対する監査が監査法人から忌避

【ASBJの動き】

- 2022年3月「ICO トークンの発行時に自己に割り当てたトークンは第三者が介在していない内部取引として会計処理の対象としない」旨の整理案を提示

【会計上、対応すべきこと】

① **暗号資産を発行・保有する企業に対する会計監査が忌避されることなく実施される必要**

② **上記の整理案に沿った形で、会計基準や実務対応報告を早急に整備するべき**

（参　考）税　制

【現行制度】

- 企業が期末に保有するトークンが「活発な市場が存在する暗号資産」に該当すると、自社発行かつ自己保有するトークンも時価評価され、未実現利益に課税

■　法人税法　第61条2項、3項（略）
内国法人が事業年度終了の時において有する**短期売買商品等(暗号資産にあっては、活発な市場が存在する暗号資産として政令で定めるものに限る)については、時価法により評価**した金額をもって、その時における評価額とする。

【生じている問題】

- 未実現利益への課税による担税力の欠如、事業用資金の確保にも影響
- 曖昧な基準による予見可能性の欠如、課税の公平性への懸念
- 有望なWeb3.0企業の国外流出（100件超と推定）

【税制上、対応すべきこと】

① **喫緊の課題として、企業（スタートアップ企業に限らない）が自社発行かつ自己保有するトークンについて、時価ではなく簿価で評価するよう、法人税法61条の規定を見直すべき**

② **また、スタートアップ企業が自社発行かつ第三者が保有するトークンのうち、短期売買目的でないものについても、スタートアップ企業の事業の孵化や成長、拡大を支援する観点から、時価ではなく簿価で評価する措置を講じるべき**

国際比較：会計基準の整備状況

暗号資産に特化した正式な会計基準はないが、
公認会計士協会(AICPA)による、デジタル資産の会計と監査に関するガイダンスは存在

- 会計基準の設定主体である財務会計基準審議会(FASB)が、デジタル資産の会計とディスクロージャーを改善するためにデジタル資産プロジェクトを実施しているが、現時点では暗号資産に関する会計ガイダンスの提供なし
- 公認会計士協会(AICPA) は、強制力のないガイダンスとして実務手引書(practice aid) “Accounting for and auditing of Digital Assets”を取りまとめ、定期的に更新（2022年6月30日版が公表中）

暗号資産に特化した会計基準はなく、一般的な会計原則を適用

- 暗号資産を発行する企業のための個別の会計基準はなく、企業にもドイツの商法の一般原則を適用
- トークンの種類によって会計処理の扱いが異なる

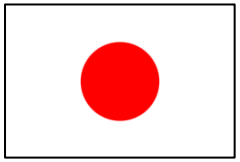

暗号資産に特化した企業会計基準はないが、最小限の項目に関する実務対応報告は存在
ただし、自己発行トークンは実務対応報告の対象外

- 当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めるものとして、資金決済法上の暗号資産を対象とした実務対応報告が、2018年にASBJより公表
- 自己（自己の関係会社を含む）の発行した暗号資産は対象外とされているが、この論点についての整理案が公表（2022年3月）

国際比較：監査基準の有無、監査の状況

暗号資産に特化した正式な監査基準はないが、
公認会計士協会のガイダンス等に沿って、<u>監査は忌避されることなく実施されている</u>

- 公開会社会計監視委員会（PCAOB）は、デジタル資産に特化した正式な監査基準を提供していない
- デジタル資産を含む監査は一般に適格ではないが、顧客の受け入れ、プロセスと管理（特にデジタル資産の管理/所有に関連するもの）等の様々な分野で追加の監査手順が整備され、実施されている
- AICPA「デジタル資産の会計と監査に関するガイダンス」をはじめ、各種の解釈や指針が提示

  例：企業が所有するデジタル資産の存在をテストするために、監査会社はデジタル資産のブロックチェーンネットワークのノードを実行して十分な監査証拠を取得する等

暗号資産に関する監査基準はないため、<u>商法の一般規定に従う</u>
監査対象企業にも高いレベルの内部統制を要求し、<u>一部の監査法人によって実施されている</u>

- ドイツ商法に基づく中規模又は大規模の企業に分類される場合、監査人は同法に従って財務諸表を監査する義務を負う
- 監査法人側も、暗号資産を発行・保有する監査対象企業に対して高いレベルの内部統制システムを要求

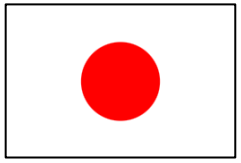

暗号資産に関する監査基準はなく、<u>監査は事実上実施されていない</u>

- 暗号資産に関する監査基準はない
- 暗号資産を発行・保有する法人に対する監査は、監査法人から忌避され、事実上実施されていない

参考：トークンエコノミーを中心とする経済発展

- ブロックチェーン技術は、耐改ざん性や透明性（データ共有）、トレーサビリティ、分散管理（中央管理者を必要としない）等の特徴から、デジタルデータに唯一無二の資産的価値を付与することを可能に
- Web3.0の社会では、スマートコントラクトやトークンの機能を活用した分散型自律組織（DAO）、デジタル資産としての非代替トークン（NFT）等、社会・経済活動のあり方が大きく変容していく可能性
- これらの活動においてトークンはあらゆる基盤となるものであり、既に決済や送金、プロジェクトの運営や意思決定等に使用するため、様々なトークンが発行・流通し始めている

- Web3.0は、いわば**「デジタルによる新しい信用創造」**の時代
- トークンエコノミーの拡大が、**各国の経済発展を左右**
- 開発の担い手としてのスタートアップや、**新たな付加価値**が生まれる土壌にも

画像出典
(https://internet.watch.impress.co.jp/docs/imreboot/news/1175637.html)

参考：トークンの分類の多様性

- トークンの分類については様々なフレームワークがあり、トークンエコノミーの発展とともに今後も多様化していくことが想定される
- いわゆるガバナンストークン※も、プロジェクトの意思決定に参加・投票できる権利が付与されているかという側面からみた一分類にすぎない（公式な定義もない）

【トークンの分類方法の例（5軸）】

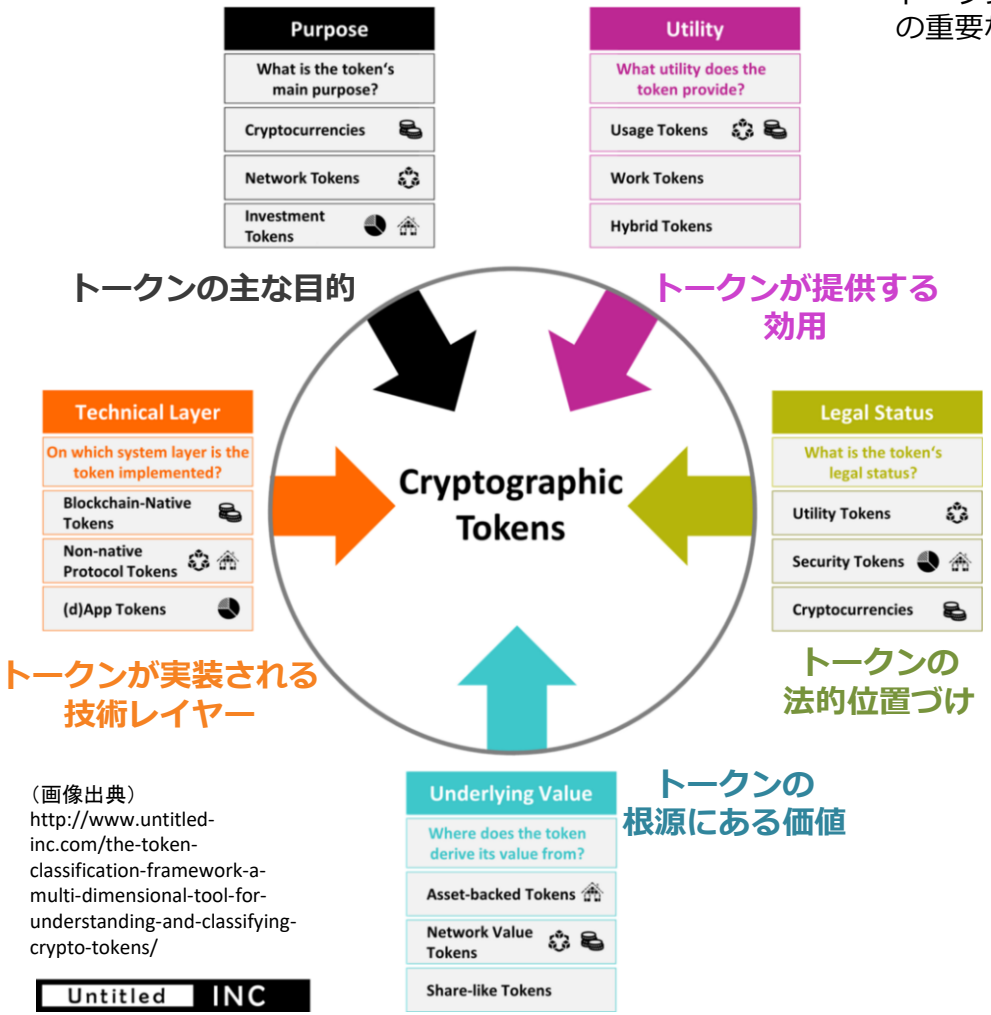

（画像出典）
http://www.untitled-inc.com/the-token-classification-framework-a-multi-dimensional-tool-for-understanding-and-classifying-crypto-tokens/

Untitled INC

※ ガバナンストークンは、ユーティリティトークンのアップグレード版と称されることもある。例えば、バイナンスのユーティリティトークンとして有名なBNBは、手数料の支払、新しいトークンリストへの投票、ある機能の入場料としてのチケットの支払等に使用できるが、他の重要な機能の決定や投票による外観変更等はできない（→ガバナンストークンではない）

- 法的位置づけは法域により異なり、日本では主に以下の分類が想定される
- 各規制への該当性は、トークンの性質に応じて個別判断となるが、Web3.0ビジネスの発展のためには、事業者の予見可能性を高め、多くの事例を創出することでプラスの循環を生み出すことが重要

暗号資産
（資金決済法）

1.不特定多数と決済で使用可
2.法定通貨建でない
3.電子的に記録され、移転可

電子決済手段
≒ ステーブルコイン
（資金決済法）

1.不特定多数と決済で使用可
2.法定通貨建
3.電子的に記録され、移転可

電子記録移転権利
≒ セキュリティトークン
（金融商品取引法）

1.金商法上の有価証券
（株券、債券、信託受益権等）
2.電子的に記録され、移転可

上記以外

・前払式支払手段等
・金融規制上の位置づけは特段ないもの（NFT等）

添付　①

国際比較の詳細

まとめ：米国･ドイツにおける、法人税･会計･監査の扱い

- 両国とも税務上の扱いが明確であり、**未実現利益への課税なし**
- 会計処理について、**米国では民主導の基準、独では商法の一般原則**を適用
- 監査法人や暗号資産発行法人に品質担保メカニズムを確立させることで、監査忌避を抑制

米　国

【税務上の扱い】

- 一般的な米国の課税原則を暗号資産に適用
- 暗号資産を所有しているだけでは課税されず、売却や交換で課税される(未実現利益には非課税)
- バイデン政権は、ブローカーによる暗号資産の移転について内国歳入庁（IRS）への報告を義務付ける法律を策定

【会計上の扱い】

- 一般に公正妥当と認められる会計基準はないが、公認会計士協会(AICPA)の作成したガイダンスが一般的基準として影響力あり

【監査忌避への対応】

- 公開会社会計監視委員会（PCAOB）がガイドラインで財務諸表の重要な虚偽表示リスクの識別と評価、適切な監査対応の計画と実施を監査法人に呼びかけ
- 暗号資産の性質や監査法人の監査能力等を事前にチェックすることで監査法人のミスマッチを削減

ドイツ

【税務上の扱い】

- 一般的なドイツの課税原則を暗号資産に適用
- 生産コストで資産計上。負債項目が形成されない場合、ICOからの収入は所得として認識、課税される
- 利益が実現したとき(すなわち、暗号資産が売却されたとき)のみ課税(未実現利益には非課税)

【会計上の扱い】

- 暗号化資産を発行する法人に対する個別の監査基準は存在せず、ドイツ商法の一般原則を適用
- 中堅又は大企業の場合、会計監査を受ける義務が発生

【監査忌避への対応】

- 監査法人が、監査対象となる暗号資産を発行・保有する企業に対し、高いレベルの内部統制システムを要求
- 暗号資産発行法人側のガバナンスを高めることで監査の実効性を担保
- 暗号資産の取扱いに関するライセンス制も導入され、同取り組みをバックアップ

米国：暗号資産(Crypto Assets)の定義

- 米国の法務、会計、規制当局による明確な定義はないが、一般的に共有デジタル台帳(ブロックチェーン)上に暗号的に記録又は保護されたデジタル形式で存在する資産を指す
- ICOトークンは、**証券として定義される可能性**が高い

■ **規制当局による暗号資産の定義**

機関名	資産の名称	定　義
内国歳入庁(IRS) 出典：IRS Notice 2014-21	Virtual Currency	• 交換手段、口座単位、価値の貯蔵として機能する価値のデジタル表現 • 特定の環境で、現実の通貨(法定通貨として指定され、流通し、発行国で交換媒体として慣習的に使用され受け入れられているコインや紙幣)のように動作する • 米国で法定通貨の地位は有さない
金融犯罪取締ネットワーク(FinCEN) 出典：FIN-2013-G001,FIN-2019-G001	Virtual Currency	• ある環境で通貨のように動作するが、現実の通貨のすべての属性を有さない交換手段 • どの法域においても法定通貨としての地位を有さない
	Convertible Virtual Currency	• 現実の通貨と同等の価値を持つか、現実の通貨の代用品として機能する
ニューヨーク州金融サービス局(NYDFS) 出典：23 CRR-NY 200.2	Virtual Currency	• 交換媒体又はデジタル的に保存された価値の形態として使用されるあらゆる種類のデジタル単位で、次のような交換のデジタル単位を含むように広く解釈される – 中央集権のリポジトリや管理者を持つ – 分散型で中央集権のリポジトリや管理者を持たない – 計算や製造努力によって作成又は取得できる

■ **「ICOトークン」又は「自己発行トークン」の定義**

- 米国証券取引委員会(SEC)は、ICOを通じて発行されたデジタル資産(Digital Asset)は、1933年証券法及び1934年証券取引所法に基づき証券の定義を満たす可能性が高いと判断
- 上記のデジタル資産の発行は、従来の証券規制(フォームS-1又は他の同様の証券登録文書の作成を含む)の対象

米国：会計基準

- 暗号資産に関する「一般に公正妥当と認められる標準的な会計ガイダンス」は、提供されていない
- **米国公認会計士協会(AICPA)が、非権威的なガイダンスや実務手引書を発行**。これに基づき、各事業者が暗号資産の会計処理を実施

■ **会計ガイダンスの発行状況**

機関名	会計ガイダンス発行の有無	対応状況
財務会計基準審議会(FASB) ※米国で一般に認められている会計基準の設定主体	なし	• デジタル資産プロジェクトを、テクニカル・アジェンダ(Technical Agenda)に追加し、デジタル資産の会計とディスクロージャーの改善を検討中 • 2022年中の完了は難しい見込み
米国公認会計士協会(AICPA)	あり	• さまざまな会計事務所の実務家で構成されるタスクフォースを結成し、デジタル資産の会計に関する多くの問題について非権威的なガイダンスを作成 • デジタル資産WGがAccounting for and auditing of Digital Assetsと題する実務手引書(practice aid)を発行し、定期的に更新

米国：監査基準・条件

- **一般的な監査基準は存在しない**
- 公開会社会計監視委員会（PCAOB）は、虚偽表示や資産の実在性の虚偽表示等のリスクに一層注意する必要があるとして、**慎重な監査を要請**
- 監査法人によっては、**追加の監査手続きが実施**される

■ **監査基準の有無**
- 一般的な監査基準は存在しない

■ **監査実施の条件**
- 公開会社会計監視委員会（PCAOB）はデジタル資産の特定の正式な監査基準は提供していないものの、デジタル資産に関する懸念を非公式に伝達し、慎重な監査を要請

  – 「PCAOBは、最近、暗号資産が発行者の財務諸表に計上・開示され始めていることを確認しており、一部の小規模な発行体の監査法人に対する検査において暗号資産を含む取引が財務諸表に影響を与える状況を確認している」

  – 「監査法人は、暗号資産に関連する財務諸表の重要な虚偽表示リスクの識別と評価、適切な監査対応の計画と実施に、より一層注意する必要がある」

出典：”Audits Involving Crypto assets Information for Auditors and Audit Committees SPOTLIGHT”

- 監査法人によっては、顧客の受け入れ、プロセスとコントロール（特にデジタル資産のコントロール／所有権に関連するもの）等を含む様々な分野で、追加の監査手続が実施される

例1：監査法人は十分な監査証拠を得るために、デジタル資産のブロックチェーンネットワークのノードを実行し、企業が所有するデジタル資産の存在を検証する

例2：監査法人は、特定の業務を受任・継続する前に、監査担当者の業務遂行能力を評価する　　等

米国：税務上の取扱い

- 内国歳入庁(IRS)は一般的な課税原則を暗号資産に適用。納税者の地位によって財務・会計上の取扱いが異なる可能性はあるが、一般的な暗号資産の**交換や売却は課税対象**
- 暗号資産を**保有しているだけでは課税対象とならない**

■ **内国歳入庁(IRS)の見解**

- 仮想通貨は財産の一形態であり、一般的な課税原則が適用されると判断
  - 「仮想通貨取引は、他の財産の取引と同様に、法律により課税対象となり、仮想通貨取引を行う納税者は、その取引を確定申告で報告する必要がある場合がある」
    出典：IRSウェブサイト"Virtual Currencies"
  - 「仮想通貨は財産として扱われ、財産取引に適用される一般的な課税原則が仮想通貨を用いた取引にも適用される」
    出典：IRSウェブサイト"Frequently Asked Questions on Virtual Currency Transactions"
- 暗号資産は税務上の「通貨」として扱われない

■ **税務上の取扱いの詳細、及び会計基準との違いの有無(税調整の要否)**

- 納税者の地位(例：事業体、個人)や暗号資産のユースケース(例：投資、取引、その他)により、税務・会計上の取扱いが異なる可能性がある
- 一般に暗号資産の保有のみでは課税対象となる利得又は損失は認識されず、売却や交換が課税対象取引とみなされる

暗号資産の取引の種別	課税の有無	課税タイミング
商品やサービスの対価	あり	所得に計上
マイニング	あり	受取時に所得として課税
エアドロップやその他報酬	あり	受取時に所得として課税

- （資本資産とみなされる）暗号資産を売却又は交換する前の保有期間で課税対象利益（損失）の性質が決定
  - 保有期間が1年以下の場合、短期利益(損失)
  - 保有期間1年以上の場合、長期利益(損失)となり、優遇税率が適用されるケースあり

ドイツ：暗号資産(Crypto Assets)の定義

- 中央銀行や公的機関によって保証されておらず、通貨や金銭としての法的地位はないものの、交換の媒体として個々の機関が受け入れ、電子的に送信、保存、取引できるものを暗号資産と定義
- **ICOは仮想通貨や法定通貨と引き換えにトークンを発行して資金調達する行為**と規定し、**新興企業の代替的な資金調達方法と明記**

■ **規制当局による暗号資産の定義**

機関名	資産の名称	定義
連邦財務省(BMF) 出典：BMF資料「仮想通貨等トークンの所得税法上の取扱いに関する個別質問について」p.3	Virtual Currency 独:Virtuelle Währungen	• 通貨単位を電子的に表現したもの • 中央銀行や公的機関によって保証されておらず、通貨や金銭としての法的地位はない • 交換の媒体として個々の機関が受け入れ、電子的に送信、保存、取引できる

■ **「ICOトークン」又は「自己発行トークン」の定義**

- トークンとは、特定の資格や権利が割り当てられたデジタル単位の総称で、その機能はさまざま
- トークンは、ネットワーク内で提供されるサービスに対する支払いとして、又はプロジェクト開始者によって一元的に割り当てられることが可能
- ICOは、新興企業の代替的な資金調達方法としてよく用いられる
- ICOは新規株式公開(IPO)を語源とし、IPOでは株式の売却を伴うのに対し、ICOでは仮想通貨や法定通貨と引き換えにトークンを発行することで資金調達が行われる
- ユーティリティ・トークンは、特定の使用権(例: まだ構築されていないネットワークへのアクセス権)や、トークンを特定の商品又はサービスと交換する権利(まだ構築されていない場合もあり)を提供。ソフトウェア、ひいては商品やサービスの機能を変更するための議決権を付与することができる
- トークンには、複数のカテゴリーを組み合わせたもの(ハイブリッド・トークン)も含まれる

出典：BMF資料「仮想通貨等トークンの所得税法上の取扱いに関する個別質問について」p.3,4,9

ドイツ：会計基準

- 暗号資産の会計処理について特定の会計基準が存在せず、**一般的なドイツの会計原則に基づき会計処理**
- トークンの種類によって会計処理の扱いが異なる

■ **ドイツ商法に基づくトークンの会計処理方法**

トークンの種別	会計処理方法
通貨トークン (Currency Token)	• 発行者のドイツ現地会計基準(GAAP)の貸借対照表では計上されない。 ⇒ 通貨コインを発行しても、GAAPの貸借対照表には、引当金、負債、未払金が発生しない • 通貨トークンを販売した場合、収益が発生し、利益が増加する
バウチャーの性質を持つユーティリティ・トークン (Utility Token With Voucher Character)	• ICOの時点でトークンの発行時に既に具体的な履行約束が存在し、取得者がその履行を主張できる場合、GAAPの貸借対照表に負債(liability)を形成
電子プラットフォームを利用する権利を持つユーティリティ・トークン (Utility Token With Rights To Use Electronic Platforms)	• プラットフォームがすでに開発されている場合、繰延収益が認識される （ドイツ商法250条2項、ドイツ所得税法(GITA) 5条5項1号 no.2） • プラットフォームがまだ開発されていない場合、完成まで収益額を負債として認識
セキュリティ・トークン (Security Token)	• トークンの構造に応じて、自己資本(equity)又は負債資本(debt capital)を貸借対照表に計上 • セキュリティ・トークンの発行者が発行に伴う義務(利息の支払いや元本の返済等)を負う場合、履行額で負債を計上 • 義務が不確実な場合は、引当金(provision)を計上 • セキュリティ・トークンが発行企業の純資産に付随する持分である場合、トークンから生じる収益(return)を資本に区分して認識

✓ 現在のところ、暗号資産に関する新たな会計基準の導入の動きはない

ドイツ：監査基準･条件

- 暗号資産を発行する法人に対する個別の監査基準は存在せず、**商法の一般原則を適用**
- 監査対象企業（**暗号資産の発行・保有企業）に対して、監査法人が高いレベルの内部統制システムを要求**
- 暗号資産を発行・保有する企業の監査は、**一部の監査法人のみが実施**

■ 監査基準の有無

- ドイツでは、暗号化資産を発行する法人に個別の監査基準は存在せず、法人にもドイツ商法の一般原則が適用される
- 法人の規模はドイツ商法267条に定義されており、中堅又は大企業に分類される場合、ドイツ商法316条に基づく会計監査を受ける義務がある

■ 監査実施の条件

- 監査法人は、監査対象となる暗号資産を発行・保有する企業に対して、高いレベルの内部統制システムを要求
- 暗号資産を発行・保有する企業の監査は一部の監査法人のみが実施しているため、早めの調整が必要としている

■ 参考：資産取扱いライセンス制度

- 暗号資産の取扱いには、下記の法律に基づき、ライセンス取得が必要
  - 流通市場での取引：ドイツ銀行法(Kreditwesengesetz-“KWG”])及び証券機関法(Wertpapierinstitutionsgesetz-“WpIG”)
  - 暗号資産への投資：ファンドロケーション法(Fondsstandortgesetz-“FoStoG”)

ドイツ：税務上の取扱い①

- 暗号資産に一般的な課税原則を適用（**利益が実現したときに課税**）
- 暗号資産の**種類ごとに会計処理の方法を提示**

- 利益が実現したとき(すなわち、暗号資産が売却されたとき)のみ課税
- 取得原価（または製造原価、以下同じ）で税務貸借対照表に計上
- 現在の市場価格が暗号資産の取得原価を上回る場合でも、当該資産の評価損を計上することはできない
- 暗号資産の価格が保有期間中に下落し、暗号資産の価値が取得原価を下回る場合、帳簿価額を減価償却する必要があるか

  ⇒　税務上の貸借対照表については、ドイツ所得税法(GITA)第6条１項2号に基づき評価減が可能

  減価償却の要件は、価値の減少が永続的であると見込まれること
- 永久的な減損を証明することが困難な場合があるため、2016年9月、独連邦財務省は暗号資産にも適用可能な予想価値の永久的減損の基準を公表

  ⇒　残りの保有期間において価値の回復が見込めない可能性が高い場合、永久的減損が予想される

【参考】ドイツ所得税法6条１項2号の規定

6条 評価
(1) 4条(1)または5条に基づき事業用資産として認識されるべき個々の資産の評価については、以下のとおりとする
2.予想される永久的な価値の減少により部分価値が低くなる場合、これを認識することができる

出典：独連邦司法消費者保護省公開資料　ドイツ所得税法6条

【参考】ドイツでの暗号資産課税に関する一般原則

- トークンは、発行者自身が生産した資産であり、生産コストで資産計上しなければならない
- トークンを仮想通貨等と交換したり、売却したりする場合、対応する負債や資本金額を負債として認識しない限り、発行者は利益又は損失が認識される
- トークンの発行条件が、トークンの保有者に対して契約上の義務を生じさせるか検討し、その要件を満たす限り、負債又は引当金として認識しなければならない
- 負債項目が形成されない場合、ICOからの収入は所得として認識され、課税される

出典：BMF発行資料「仮想通貨等トークンの所得税法上の取扱いに関する個別質問について」p.20,21

ドイツ：税務上の取扱い②

トークンの種別	会計処理方法
通貨トークン (Currency Token)	※ドイツ税法上の会計処理とドイツ会計基準上の会計処理に違いなし • 通貨トークンは、発行者のドイツ税務上の貸借対照表には計上されない ⇒通貨コインを発行しても、ドイツ税法上の貸借対照表には、未払金、負債、繰延収益は認識されない • 通貨トークンの売却は収益となり、利益を増加させる
バウチャーの性質を持つユーティリティ・トークン (Utility Token With Voucher Character)	• ICOの時点でトークンの発行時に既に具体的な履行約束が存在し、取得者がその履行を主張できる場合、税務貸借対照表に負債が形成される可能性
電子プラットフォームを利用する権利を持つユーティリティ・トークン (Utility Token With Rights To Use Electronic Platforms)	• プラットフォームがすでに開発されている場合、繰延収益が計上される（ドイツ商法250条2項ドイツ所得税法(GITA) 5条5項1号 no.2） • プラットフォームがまだ開発されていない場合、完成までの収入を負債計上
セキュリティ・トークン (Security Token)	• トークンの構造に応じて、自己資本(equity)又は負債資本(debt capital)を貸借対照表に計上する ①トークン発行者が発行に伴い債務を負う場合(例：利息支払いや元本返済) – 履行額で負債を計上する(GAAPの貸借対照表に準ずる) – 義務が不確実な場合、引当金(provision)を計上する ②ドイツ税法上、特定の支払義務が、発行者に一定の所得や利益が発生した場合のみ履行される場合(例：セキュリティ・トークンの経済構造が偶発債務(contingent loan)である場合) – 税務上の貸借対照表負債の禁止(GITA5条2a項)に該当する可能性 ③セキュリティ・トークンが企業の資金調達に利用され、契約上、トークンが発行者の資本的参加権(equity-like participation rights of the issuer)として扱われる場合 – 税務上、セキュリティ・トークンではなく、代表参加権(representative participation right)が発行者の税務貸借対照表の負債側に表示される

参考：ドイツ商法の関連規定

■ **267条(規模の策定)**

定義	基準	要件
小規模資本会社	• 貸借対照表の額600万ユーロ • 決算日前12か月の売上高1200万ユーロ • 年間平均従業員数50名	• 左記に掲げる三つの基準のうち、いずれか二つ以上について超過しない
中規模資本会社	• 貸借対照表の額2000万ユーロ • 決算日前12か月の売上高4000万ユーロ • 年間平均従業員数250名	• 小規模資本会社の三つの基準のうち、いずれか二つ以上を超過し、かつ、左記に掲げる三つの基準のうちいずれか二つ以上について超過しない
大規模資本会社	• 中規模資本会社の基準と同様	• 中規模資本会社の三つの基準のうちいずれか二つ以上について超過する • 第264d条に該当する資本会社(組織された市場に対し、有価証券を上場、又は組織された市場における取引のために係る有価証券の許可を申請している資本会社)は、常に大規模とみなす

① 上記基準値による法的効果は、連続する２事業年度の決算日において上回り又は下回った時にのみ生じる
② 組織再編又は新規設立の場合、上記基準値の条件を組織再編又は新規設立後最初の決算日に満たすときには、すぐにその効果が生じる
③ ②の規定は、組織変更であって、変更する法主体が資本会社又は第264a条第１項に規定する人的商事会社である場合には適用しない

■ **316条(監査義務)**

- 第267条の意味における小規模資本会社に該当しない資本会社の年度決算書と状況報告書は、決算監査人により監査されなければならない。監査が行われない場合には、年度決算書は確定され得ない。
- 資本会社のコンツェルン決算書とコンツェルン状況報告書は、決算監査人により監査されなければならない。監査が行われない場合には、コンツェルン決算書は正当なものとされ得ない。
- 年度決算書、コンツェルン決算書、状況報告書又はコンツェルン状況報告書が監査報告書の提出の後に変更された場合は、決算監査人はこれらの書類を、変更によって必要となった範囲で新たに監査しなければならない。監査の結果については、報告されなければならない。証明の付記は、これに応じて補足されなければならない。

出典：法務資料第465号　ドイツ商法典(第１編～第４編)

添付　②

実務対応報告等、政府方針

現行の実務対応報告（2018年発出）

- 自己の発行した暗号資産は、現行の実務対応報告の範囲から除外されている

（１）ＡＳＢＪ（企業会計基準委員会）実務対応報告第38号2018.3
「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」

p.1）3. 本実務対応報告は、資金決済法に規定する仮想通貨を対象とする。ただし、自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く。
p.6）22. 本実務対応報告は、仮想通貨に関連するビジネスが初期段階にあり、現時点では今後の進展を予測することは難しいことや仮想通貨の私法上の位置づけが明らかではないことを踏まえ、当面必要と考えられる最小限の項目に関する会計上の取扱いのみを定めている。なお、**本実務対応報告において定めのない事項については、今後の仮想通貨のビジネスの発展や会計に関連する実務の状況により、市場関係者の要望に基づき、別途の対応を図ることの要否を判断することになると考えられる。**
p.7-8) 26.(中略) 企業が発行した仮想通貨に関する論点としては、例えば、対価を得て発行した仮想通貨につ いて負債を計上するのか利益を計上するのか、自己に割り当てた仮想通貨を会計処理の対象とするのか等が考えられるが、公開草案における会計処理等の検討に際しては、**自己以外の者により発行されている仮想通貨の会計処理についてのみ議論が行われており、自己の発行した仮想通貨の取引の実態とそこから生じる論点が網羅的に把握されていない状況にある。したがって、自己の発行した仮想通貨（発行した時点においては仮想通貨に該当しないが、その後仮想通貨に該当することとなったものを含む。）については、本実務対応報告の範囲から除外することとした。**

企業会計基準委員会による論点整理（2022年3月15日付）

- ASBJは「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を、2022年3月15日付で公表
- ICOトークンの発行時に自己に割り当てたトークンは**「第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としない」とする整理案を選択肢として提示**

13. 一方で、会計基準が定まっていないことに起因して、対象取引への取組みが阻害されている状況や、取組みを行う企業が会計監査を受けられない状況が生じている可能性があるとの意見も聞かれている。

14. 以上に記載した状況に対する対応として、次のような案が考えられる。
(1) 我が国における対象取引への取組みが定着し、対象取引の取引慣行が一定程度定まってから基準開発に着手する。
(2) 現時点で想定する一定の経済的実態に基づき、将来的に見直しの要否の検討を行うことを前提とした当面の取扱いを定めることを目的として、基準開発に着手する。

21. このため、国際的にも、フランスなどの一部の法域の会計処理のガイダンスを除き、現時点では基準開発の検討が行われていない状況にある。
22. しかし、国際会計基準審議会（ IASB ）が2021年3 月30 日に公表した「情報要請：第3 次アジェンダ協議 」における潜在的プロジェクトの 1 つとして「 暗号通貨及び関連取引」が含まれ、大多数の回答者が当該潜在的プロジェクトを高い優先度として評価しており、今後、国際的な基準開発が行われる可能性もあると考えられる。

【論点3 】資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に関するその他の論点

38. （中略）**自己が発行したICO トークンを保有している場合の会計処理**

① ICOトークンの発行時において自己に割り当てたICOトークンの会計処理について、第三者が介在していない内部取引として会計処理の対象としない方法と、会計処理の対象として会計上の資産及び負債（発行者が何らかの義務を負担している場合）を計上する方法のいずれによるべきかが論点となる。
② ICOトークンの発行後において第三者から取得したICOトークンの会計処理について、関連する負債の消滅又は控除として取り扱う方法（関連する負債の消滅の認識を行う方法、又は関連する負債の消滅の認識は行わずICOトークンの取得原価をもって関連する負債から控除して表示する方法）と、資産として取り扱う方法のいずれによるべきかが論点となる。

39. 前項の各論点については、**今後の方向性**として以下のとおりとすることが考えられる。

① 発行時に自己に割り当てたICOトークンについては、第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としないことが考えられる。
② 自己株式を取得した場合の会計処理との整合性、及び自己が発行したICOトークンを取得することに伴い、当該ICOトークンに係る発行者の義務が自己に対する義務に実質的に変化するという状況を重視し、ICOトークンの発行後に第三者から当該ICOトークンを取得した場合、関連する負債の消滅の認識を行うこととし、当該負債の計上金額と取得したICOトークンの取得原価が異なる場合には、差額を損益として処理する方法を適用することが考えられる。

自民党 NFTホワイトペーパー（2022年4月26日付）

6.(4)　暗号資産発行企業等の会計監査の機会確保

暗号資産を発行又は保有する企業に適用される会計基準について一定の明確化が行われているが[76]、特に自社で暗号資産を「発行」し「保有」した場合に関する会計基準が明確化されていない。

こうした状況を踏まえ、日本公認会計士協会、ASBJ その他の業界団体及び有識者の緊密な連携により、暗号資産に係る会計処理に関して公認会計士・監査法人の会計監査を受ける際に障害になっている事由を早急に解消すべきである。その上で、必要な会計基準の明確化及び公認会計士・監査法人による積極的な会計監査の実施を促すことにより、暗号資産を発行又は保有する企業が会計監査を受けられる機会を一日も早く確保すべきである。加えて、NFT 取引に適用される会計基準の明確化についても、取引実態を踏まえた検討を早急に行うべきである。

デジタル社会の実現に向けた重点計画（2022年6月7日付）

「Web3.0の推進」として盛り込まれた事項を抜粋。「骨太の方針」「「新しい資本主義」グランドデザイン・実行計画」においても、Web3.0（ブロックチェーン、NFT、メタバース）に言及あり。

❶デジタル資産に関する有識者会議、調査研究の実施　【関係府省庁が連携】

- デジタル資産に関する有識者会議を設置。
- 国内外での利用実態、各国の会計基準・課税ルール・制度整備、国際的なビジネスのエコシステム、国際標準など、今後の政策立案に資する調査研究を実施。

❷デジタル資産の発行・保有に係る課題の把握　【関係府省庁が連携、課題と共に所管省庁を整理】

- 各国でのNFTやガバナンストークンなどの法的位置付けを整理。
- デジタル資産を扱う事業者・開発者から意見を聴取し、実需や具体的な使途、利活用に係る課題を把握。

❸分散型アイデンティティ※1の利用環境整備　【デジタル庁】

※1　認証に係る発行者・検証者・所有者の関係を分離することで、特定のプラットフォーム事業者に依存しない形で本人確認や資格証明の手続きをデジタル化する手法。

- 実証事業を行い、使い勝手の改善や法人における属性情報の管理の在り方を検討。
- 各国の取組状況（ex. EUのDigital Identity Wallet ）などを調査し、自己管理型ウォレットの本人確認の在り方について検討。

❹スマートコントラクトとDAO※2の法的位置付けの整理　【デジタル庁】

※2 運営会社や代表者・取締役会などが存在せず、参加者が自律的に運営を行う組織。運営ルールはスマートコントラクトによってコード化され、意思決定が反映される。

- スマートコントラクトについて、安全性を確保するための課題、民法や電子署名法上の位置付けについて整理。
- 国内外のDAOの具体的なユースケースや法人格との関係を調査し、現行法での位置付けや利活用に当たっての課題を整理。

❺デジタル資産・分散台帳技術の活用へ向けた環境整備・人材育成　【関係府省庁が連携】

- 専門家からなる国際的なネットワークを組織し、国際的なルール整備に関与し貢献できる人材を育成。
- 政府機関による分散台帳技術の安全な運用に必要なガイドライン等を検討。

JAPAN TRANSFORMATION 10th Anniv.

新経済連盟
Japan Association of New Economy